

令和5年第6回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和5年5月19日（金） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場 3階 委員会室

3 議 事

- 第1 会議録確認委員の決定
- 第2 第12号報告 令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について
- 第3 第13号報告 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理について
- 第4 第14号報告 島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び教科用図書選定委員会調査員の任命の臨時代理について
- 第5 第23号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部改正について
- 第6 第24号議案 島本町文化推進委員会規則の廃止について
- 第7 第25号議案 令和5年度教育費補正予算（案）について
- 第8 第26号議案 島本町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第9 第27号議案 島本町いじめ防止等基本方針の改定について

第 1 2 号 報 告

令 和 5 年 度 教 育 費 補 正 予 算 (案) の 臨 時 代 理 に つ い
て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 (昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規
則 第 1 号) 第 3 条 第 1 項 前 段 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 処 理 し ま
し た の で 、 同 項 後 段 の 規 定 に よ り 報 告 し 、 承 認 を 求 め ま す 。

令 和 5 年 5 月 1 9 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 り か

令和5年度 教育費補正予算総括表

第12号報告資料

【単位：千円】

歳入	款	項	目	節(説明)	補正前の額	補正要求額	補正後の額	備考
諸収入	雑収入	雑収入	雑収入 (小学校給食費)		106,619	907	107,526	食料品の価格高騰に伴い、令和5年6月から学校給食費を増額するもの
			雑収入 (中学校給食費)		59,566	477	60,043	食料品の価格高騰に伴い、令和5年6月から学校給食費を増額するもの
	合計				166,185	1,384	167,569	

※補正前の額等は、今回補正する「説明」に関する金額を記載している。

【単位：千円】

歳出	款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				
							特定財源				一般財源
							国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
教育費	小学校費	学校管理費	学校管理費	120,519	8,626	129,145	0	0	0	907	7,719
			学校管理費	60,602	4,014	64,616	0	0	0	477	3,537
	合計			181,121	12,640	193,761	0	0	0	1,384	11,256

※補正要求額には、職員の人件費(給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費)は含まない。

※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

【単位：千円】

歳出内訳説明書				要求内訳	説明
目	要求額	事業名	節(細節)	要求内訳	説明
学校管理費 (小学校費)	8,626	給食事業	需要費 (賄材料費)	8,626	学校給食材料 (食料品の価格高騰に伴い、令和5年6月から学校給食費を増額するもの)
学校管理費 (中学校費)	4,014	給食事業	需要費 (賄材料費)	4,014	学校給食材料 (食料品の価格高騰に伴い、令和5年6月から学校給食費を増額するもの)
計	12,640			12,640	

第 1 3 号 報 告

島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理に
ついて

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 5 年 5 月 1 9 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

島本町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和5年5月1日～令和7年3月31日)

	氏名	区分	役職等
1	吉島紀江	学識経験を有する者	京都華頂大学 現代家政学部現代家政学科 教授
2	岩淵善美	学識経験を有する者	平安女学院大学 国際観光学部国際観光学科 教授
3	豊田信行	学識経験を有する者	島本町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)
4	盛喜憲子	子どもの保護者	公募
5	河合澄恵	子どもの保護者	公募
6	五十嵐大二	事業主を代表する者	医療法人清仁会 水無瀬病院 作業療法科長
7	服部行男	労働者を代表する者	連合島本地区連絡会 (島本町教職員組合 執行委員長)
8	山崎里美	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	社会福祉法人南山城学園 認定こども園ゆいの詩 園長
9	山崎深	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	社会福祉法人大阪水上隣保館 山崎保育園 園長
10	永井由美子	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	島本町社会福祉協議会 副会長

島本町子ども・子育て会議の概要

○委員の構成

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 学識経験を有する者 | 3人以内 |
| (2) 子どもの保護者 | 2人以内 |
| (3) 事業主を代表する者 | 1人 |
| (4) 労働者を代表する者 | 1人 |
| (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | 3人以内 |

○委員の任期

2年以内（補欠委員の任期は、前任者の残任期間。再任あり）

○担当事務

次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
⇒ 町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること など
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が家庭的保育事業等を認可しようとすることに対して意見を述べること
- (3) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により町が処理することとされた事務に付随して、児童福祉法第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が保育所の設置を認可しようとすることに対して意見を述べること など
- (4) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第24号）第4条第1項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること
- (5) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第25号）第4条第1項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること

第 1 4 号 報 告

島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員の委
嘱及び教科用図書選定委員会調査員の任命の臨時代
理について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規
則第 1 号）第 3 条第 1 項前段の規定により別紙のとおり処理しま
したので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 5 年 5 月 1 9 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

令和5年度小・中学校教科用図書選定委員会委員名簿

氏 名	所 属	職 名	備 考
高 本 賢	島本町立第一小学校	校 長	学 校 代 表 町教育研究会代表
佐々木 淳平	島本町立第二小学校	校 長	学 校 代 表
下村 聡美	島本町立第三小学校	校 長	学 校 代 表
川口 直樹	島本町立第四小学校	校 長	学 校 代 表
吉川 理賀	島本町立第一小学校	P T A 会 長	島本町P T A連絡協議会代表
岡 澤 潤	島本町教育委員会	教育推進課長	島本町教育委員会事務局職員

令和5年度小・中学校教科用図書選定委員会調査員推薦者名簿

教科	所属	氏名	職名
国語 (書写)	第一小学校	高橋 朋子	教諭
	第二小学校	郷 健蔵	教諭
	第三小学校	中澤 拓文	教諭
社会 (地図)	第四小学校	木村 圭以子	教諭
	第一小学校	田淵 佐登美	講師
	第二小学校	堀井 美音里	教諭
算数	第三小学校	佐々木 宏昭	教諭
	第四小学校	岩田 麻衣	教諭
	第一小学校	馬田 諒	教諭
理科	第一小学校	原山 太郎	首席
	第二小学校	米原 悦子	教諭
	第四小学校	西家 雄作	教諭
生活	第二小学校	東穂 愛子	教諭
	第三小学校	大國 達也	教諭
	第四小学校	伊吹 岬	教諭
音楽	第一小学校	奥田 凡恵	教諭
	第二小学校	清水 結	講師
	第三小学校	下村 帆乃楓	教諭
家庭	第四小学校	末崎 慧	教諭
	第一小学校	服部 奈伯子	教諭
	第二小学校	中川 沙登佳	教諭
図画工作	第三小学校	伊藤 綾香	教諭
	第四小学校	森本 徹一	教諭
	第一小学校	植田 幸子	教諭
保健	第二小学校	服部 行男	教諭
	第三小学校	笠原 悠司	教諭
	第四小学校	堀下 大地	教諭
道徳	第一小学校	西島 恵理子	教諭
	第二小学校	中川 美歌	教諭
	第三小学校	西川 碩也	教諭
英語	第四小学校	野路 翔啓	教諭
	第一小学校	宮里 彩子	教諭
	第二小学校	下山 七子	教諭

※大阪府の調査員を理科より1名選出 第二小学校 (高崎 亮輔)

第 2 3 号 議 案

島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年 5 月 1 9 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

島本町教育委員会規則第 号

島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部を改正する規則

島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則（平成17年島本町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、資料館への入館は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

第5条第2号中「12月29日から」の次に「翌年の」を加え、「（前号に掲げる日を除く）」を削り、同条第3号中「及び企画展示」を「、企画展示」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

（資料の寄贈及び寄託）

第8条 資料館は、資料の寄贈又は寄託を受けたときは、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈申込書（様式第3号）又は資料寄託申込書（様式第4号）を教育委員会に

提出するものとする。

- 3 教育委員会は、資料を受け入れたときは、寄贈者に対して資料受領書（様式第5号）を、寄託者に対しては資料受託書（様式第6号）を交付するものとする。
- 4 寄託を受けた資料は、前項の資料受託書と引換えに返還するものとする。ただし、当該資料が貸し出されている場合は、その返却を受けた後に、受託者に返還するものとする。

（使用の申請）

第9条 資料館施設（以下「施設」という。）及び施設に附帯する設備（以下「附帯設備」という。）を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、島本町立歴史文化資料館施設使用申請書（様式第7号。以下「使用申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用申請書は、施設を使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から当該使用しようとする日の1週間前まで受け付ける。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 前項に定める申請受付の開始日が休館日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休館日でない日を申請受付の開始日とする。

（使用許可書の交付）

第10条 教育委員会は、使用申請書を受けたときは、これを審査し、施設の使用を許可したときは、島本町立歴史文化資料館

施設使用（使用料減免）許可書（様式第8号。以下「使用許可書」という。）を使用申請者に交付するものとする。

第11条を第22条とし、第10条の次に次の11条を加える。

（使用時間の範囲）

第11条 使用時間は、資料館の開館日における、午前9時30分から最終入館時間の午後4時30分までの間で、使用のための準備から後始末が終了するまでの時間とする。ただし、教育委員会が適当と認める場合は、この限りでない。

2 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用時間を超過してはならない。ただし、教育委員会は、資料館の運営に支障がない場合に限って、使用時間の延長を許可することができる。

（使用料の減免）

第12条 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 町（町が設置する附属機関等を含む。）が行政目的で使用する場合 全額
- (2) 町以外の官公署が行政目的で使用する場合 全額
- (3) 行政の協力要請を受けた活動により使用する場合 全額
- (4) 町からの受託事業等を実施するために使用する場合 全額
- (5) 町の教育委員会が認定した社会教育関係団体が本来の目的で使用する場合 5割の額
- (6) その他特別な事由により、教育委員会が特に必要と認めた

場合 全額又は5割の額

- 2 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、島本町立歴史文化資料館施設使用料減免申請書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書を受けたときは、これを審査し、使用料の減額又は免除を許可したときは、使用許可書を前項の者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第13条 条例第10条ただし書の規定により、使用料を還付する場合の額は、次に定めるところによる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなくなった場合は、既に納付されている使用料の全額とする。
- (2) 使用者が使用の日前7日までに使用を取り消した場合は、既に納付されている使用料の7割に相当する額とする。
- (3) 使用者が使用の日前3日までに使用を取り消した場合は、既に納付されている使用料の5割に相当する額とする。
- (4) 使用者が使用の日前7日までに第15条第4項の規定により使用時間の変更を許可された場合において、既に納付されている使用料の額が変更後の使用料の額を超えるときは、変更の対象となる時間分の使用料の7割に相当する額とする。
- (5) 使用者が使用の日前3日までに第15条第4項の規定により使用時間の変更を許可された場合において、既に納付され

ている使用料の額が変更後の使用料の額を超えるときは、変更の対象となる時間分の使用料の5割に相当する額とする。

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、島本町立歴史文化資料館施設使用料還付申請書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。

（設備の変更等）

- 第14条 条例第14条ただし書の規定により、施設に特別の設備を加え、又は変更しようとするときは、その内容を記載した仕様書を使用申請書に添付しなければならない。

（使用取消し等の手続）

- 第15条 使用者がその使用を取り消そうとするときは、島本町立歴史文化資料館施設使用変更・取消申請書（様式第11号。次項において「変更・取消申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用者は、使用許可書の記載事項のうち、次の各号のいずれかに掲げる事項を変更しようとするときは、変更・取消申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者名及び住所
- (2) 使用内容
- (3) 使用日又は使用時間
- (4) 使用施設又は附帯設備

- 3 教育委員会は、第1項の規定による申請に対しては、島本町立歴史文化資料館施設使用取消許可書（様式第12号）を交付

するものとする。

4 教育委員会は、第2項の規定による申請に対しては、その内容が適当と認めたとときに限り、島本町立歴史文化資料館施設使用変更許可書（様式第13号。次条において「変更許可書」という。）を交付するものとする。

5 第2項の規定による変更の申請は、1回を超えて行うことはできない。ただし、同項第4号の附帯設備を変更する場合を除く。

（許可書の提示義務）

第16条 使用者は、施設を使用する際に使用許可書又は変更許可書の提示を施設を管理する者（以下「管理者」という。）から求められたときは、これを提示しなければならない。

（使用者の義務）

第17条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 許可を受けないで、物品の販売及びこれに類する行為をしないこと。

(2) 許可を受けないで、火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで、壁、柱等に貼り紙をし、又は釘類を打たないこと。

(4) 施設を利用する者（以下「入館者」という。）に次条第1項各号の規定を守らせること。

(5) 使用施設及び附帯設備について準備、後始末又は原状回復

等を行う場合は、管理者の指示に従うこと。

(6) 備品等は、丁寧に取り扱い、使用後は管理者が指示する場所へ確実に返却すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと。

2 教育委員会は、前項各号に違反し、又はそのおそれがある場合は、使用者の入場を拒否し、又は使用者に退去を命じることができる。

(入館者の義務)

第18条 入館者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 敷地内で喫煙及び火気を使用しないこと。

(2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと。

2 教育委員会は、前項各号に違反し、又はそのおそれがある場合は、入館者の入場を拒否し、又は入館者に退去を命じることができる。

(使用等の打合せ)

第19条 使用者は、施設の使用について、事前に管理者と使用方法その他必要な事項の打合せをしなければならない。

(利用の制限)

第20条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料の利用の制限、入館制限又は退館を命じることができる。

る。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又はかけるおそれのある者
- (2) 建物、附属設備又は資料を毀損するおそれのある者
- (3) 前2号に規定する者のほか、資料館の使用に関し教育委員会の指示に従わない者
(損傷又は滅失の届出)

第21条 使用者及び入館者は、施設及び附帯設備その他の器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちに管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

資料寄贈申込書

年 月 日

島本町長様

申請者 団 体 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり資料を島本町立歴史文化資料館に寄贈したいので申し込みます。

品 名	
品 質 ・ 形 状	
寸 法	
数 量	
備 考	

様式第4号(第8条関係)

資料寄託申込書

年 月 日

島本町教育委員会様

申請者 団体名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり資料を島本町立歴史文化資料館に寄託したいので申し込みます。

品 名	
品 質 ・ 形 状	
寸 法	
数 量	
寄 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号(第8条関係)

資料受領書	
年 月 日	
様	
島本町長 印	
次のとおり島本町立歴史文化資料館に寄贈を申し込まれた資料を受領しました。	
品 名	
品 質 ・ 形 状	
寸 法	
数 量	
備 考	

様式第6号(第8条関係)

資料受託書	
年 月 日	
様	
島本町教育委員会 印	
次のとおり島本町立歴史文化資料館に寄託を申し込まれた資料を受託しました。	
品 名	
品 質 ・ 形 状	
寸 法	
数 量	
受 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	
<p>注 意 1 寄託資料は特約がある場合を除き、資料館が所蔵する資料と同じ取扱いをします。</p> <p>2 寄託資料の返還は、この受託書と引換えに行います。</p> <p>3 この受託書を紛失し、又は滅失したときは、直ちに資料館に届け出てください。</p>	

様式第6号の次に次の7様式を加える。

島本町教育委員会 様

島本町立歴史文化資料館施設使用料減免申請書

島本町立歴史文化資料館設置条例及び島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則を厳守の上、使用料の減免を次のとおり受けたいので申請します。

申 請 者	団 体 名	
	使用責任者	
	住 所	
	電 話 番 号	
使 用 目 的		
使 用 内 容		
使 用 日 時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使 用 施 設		<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場
使 用 人 数		
減免を受けよう とする理由		
備 考		

島本町教育委員会 様

島本町立歴史文化資料館施設使用料還付申請書

島本町立歴史文化資料館施設使用許可の使用料について、次のとおり還付を申請します。

申 請 者	団 体 名	
	使用責任者	
	住 所	
	電 話 番 号	
使 用 目 的		
使 用 内 容		
使 用 日 時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使 用 施 設		<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場
還 付 理 由		
還 付 金 額		
備 考		

《必要書類》

- ◎ 使用許可書を添付してください。
 - ◎ 使用変更・取消申請書を添付してください。
- なお、還付金の受領は、還付請求書により請求してください。

様式第11号(第15条関係)

申請日： 年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立歴史文化資料館施設使用変更・取消申請書

使用の変更・取消をしたいので次のとおり申請します。

申請者	団体名	
	使用責任者	
	住所	
	電話番号	
使用目的		
使用内容		
使用日時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用施設		<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場
使用人数		
附帯設備の使用		<input type="checkbox"/> 椅子・ <input type="checkbox"/> 長机・ <input type="checkbox"/> ベンチセット・ <input type="checkbox"/> テント・ <input type="checkbox"/> パネル一式・ <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> マイク設備・ <input type="checkbox"/> プロジェクター・ <input type="checkbox"/> スクリーン・ <input type="checkbox"/> ホワイトボード
持込用品		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
変更・取消理由		

備考	
----	--

《必要書類》

◎ 使用許可書を添付してください。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

第 2 3 号議案資料

島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部改正について

1 提案理由

歴史文化資料館を住民交流の場として提供するために必要な事項について、
所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 最終入館時間について規定するもの（第 4 条）。
- (2) 使用申請、使用許可、取消し等の手続きについて規定するもの（第 9 条、
第 1 0 条、第 1 5 条関係）。
- (3) 使用時間の範囲、設備の変更について規定するもの（第 1 1 条、第 1 4 条
関係）。
- (4) 使用料の減免、還付対象について規定するもの（第 1 2 条、第 1 3 条関係）。
- (5) 使用者、入館者の義務について規定するもの（第 1 7 条、第 1 8 条関係）。
- (6) 使用時の許可書の提示、事前打合せについて規定するもの（第 1 6 条、第
1 9 条関係）。
- (7) 利用の制限、損傷等の届出について規定するもの（第 2 0 条、第 2 1 条関
係）。
- (8) その他条ずれ、文言の整理を行うもの。
- (9) 様式の関係条項を改めるもの（様式第 3 号～第 6 号）
- (10) 様式を新たに定めるもの（様式第 7 号～第 1 3 号）

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 5 年 7 月 1 日

島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(開館時間) 第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、資料館への入館は、午後4時30分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。 (休館日) 第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 略 (2) 1月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 特別展示、企画展示等の準備のため教育委員会が必要と認めめる期間 (資料の貸出し) 第7条 略 (資料の寄贈及び寄託) 第8条 資料館は、資料の寄贈又は寄託を受けたときは、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。 2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈申込書(様式第3号)又は資料寄託申込書(様式第4号)を教育委員会に提出するものとする。 3 教育委員会は、資料を受け入れたときは、寄贈者に対して資料受領書(様式第5号)を、寄託者に対しては資料受託書(様式第6号)を交付するものとする。 4 寄託を受けた資料は、前項の資料受託書と引換えに返還するものとする。ただし、当該資料が貸し出されている場合は、その返却を受けた後に、受託者に返還するものとする。 (使用の申請) 第9条 資料館施設(以下「施設」という。)及び施設に附帯する設備(以</p>	<p>(開館時間) 第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、島本町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。 (休館日) 第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 略 (2) 1月29日から1月3日までの日(前号に掲げる日を除く) (3) 特別展示及び企画展示等の準備のため教育委員会が必要と認めめる期間 (資料の貸出し) 第7条 略 (利用の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料の利用の制限、入館制限、又は退館を命ずることができる。 (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれのある者 (2) 建物、附属設備又は資料をき損するおそれのある者 (3) 前2号の規定にかかわらず、資料館の使用に関し教育委員会の指示に従わない者 (損害賠償) 第9条 利用者は、資料館の資料、設備、備品、器具等を紛失し、又は損傷</p>

改 正 案	現 行
<p>下「附帯設備」という。)を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、島本町立歴史文化資料館施設使用申請書(様式第7号。以下「使用申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>2 使用申請書は、施設を使用しようとする日の属する月の3月前の月初日から当該使用しようとする日の1週間前まで受け付ける。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項に定める申請受付の開始日が休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日を申請受付の開始日とする。</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第10条 教育委員会は、使用申請書を受けたときは、これを審査し、施設の使用を許可したときは、島本町立歴史文化資料館施設使用(使用料減免)許可書(様式第8号。以下「使用許可書」という。)を使用申請者に交付するものとする。</p> <p>(使用時間の範囲)</p> <p>第11条 使用時間は、資料館の開館日における、午前9時30分から最終入館時間の午後4時30分までの間で、使用のための準備から後始末が終了するまでの時間とする。ただし、教育委員会が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用時間を超過してはならない。ただし、教育委員会は、資料館の運営に支障がない場合に限って、使用時間の延長を許可することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町(町が設置する附属機関等を含む。)が行政目的で使用する場合</p>	<p>した場合は、現物又は相当の代価をもって弁償しなければならぬ。ただし、避けることができないう事故その他やむを得ない事情によるものであると教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(資料の寄贈及び寄託)</p> <p>第10条 資料館は、資料の寄贈又は寄託を受けたときは、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。</p> <p>2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈申込書(様式第3号)又は資料寄託申込書(様式第4号)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、資料を受け入れたときは、寄贈者に対して資料受領書(様式第5号)を、寄託者に対しては資料受託書(様式第6号)を交付するものとする。</p> <p>4 寄託を受けた資料は、前項の資料受託書と引換えに返還するものとする。ただし、当該資料が貸し出されている場合は、その返却を受けた後に、受託者に返還するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>全額</p> <p>(2) 町以外の官公署が行政目的で使用する場合 全額</p> <p>(3) 行政の協力要請を受けた活動により使用する場合 全額</p> <p>(4) 町からの受託事業等を実施するために使用する場合 全額</p> <p>(5) 町の教育委員会が認定した社会教育関係団体が本来の目的で使用する場合 5割の額</p> <p>(6) その他特別な事由により、教育委員会が特に必要と認めた場合 全額又は5割の額</p> <p>2. 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、島本町立歴史文化資料館施設使用料減免申請書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>3. 教育委員会は、前項の申請書を受けたときは、これを審査し、使用料の減額又は免除を許可したときは、使用許可書を前項の者に交付するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 条例第10条ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなくなった場合は、既に納付されている使用料の全額とする。</p> <p>(2) 使用者が使用の日前7日までに使用を取り消した場合は、既に納付されている使用料の7割に相当する額とする。</p> <p>(3) 使用者が使用の日前3日までに使用を取り消した場合は、既に納付されている使用料の5割に相当する額とする。</p> <p>(4) 使用者が使用の日前7日までに第15条第4項の規定により使用時間の変更を許可された場合において、既に納付されている使用料の額が変更後の使用料の額を超えるときは、変更の対象となる時間分の使用料の7割に相当する額とする。</p> <p>(5) 使用者が使用の日前3日までに第15条第4項の規定により使用時間の変更を許可された場合において、既に納付されている使用料の額が変更後の使用料の額を超えるときは、変更の対象となる時間分の使用料の5割に相当する額とする。</p> <p>2. 使用料の還付を受けようとする者は、島本町立歴史文化資料館施設使用</p>	

改 正 案	現 行
<p>料還付申請書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>（設備の変更等）</u></p> <p><u>第14条</u> 条例第14条ただし書の規定により、施設に特別の設備を加え、又は変更しようとするときは、その内容を記載した仕様書を使用申請書に添付しなければならない。</p> <p><u>（使用取消し等の手続）</u></p> <p><u>第15条</u> 使用者がその使用を取り消そうとするときは、島本町立歴史文化資料館施設使用変更・取消申請書（様式第11号。次項において「変更・取消申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2.</u> 使用者は、使用許可書の記載事項のうち、次の各号のいずれかに掲げる事項を変更しようとするときは、変更・取消申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 申請者名及び住所</p> <p><u>(2)</u> 使用内容</p> <p><u>(3)</u> 使用日又は使用時間</p> <p><u>(4)</u> 使用施設又は附帯設備</p> <p><u>3.</u> 教育委員会は、第1項の規定による申請に対しては、島本町立歴史文化資料館施設使用取消許可書（様式第12号）を交付するものとする。</p> <p><u>4.</u> 教育委員会は、第2項の規定による申請に対しては、その内容が適当と認めたとときに限り島本町立歴史文化資料館施設使用変更許可書（様式第13号。次条において「変更許可書」という。）を交付するものとする。</p> <p><u>5.</u> 第2項の規定による変更の申請は、1回を超えて行うことはできない。ただし、同項第4号の附帯設備を変更する場合を除く。</p> <p><u>（許可書の提示義務）</u></p> <p><u>第16条</u> 使用者は、施設を使用する際に使用許可書又は変更許可書の提示を施設を管理する者（以下「管理者」という。）から求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p><u>（使用者の義務）</u></p> <p><u>第17条</u> 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 許可を受けないで、物品の販売及びこれに類する行為をしないこと。</p>	

改 正 案	現 行
<p>(2) <u>許可を受けないで、火気を使用しないこと。</u></p> <p>(3) <u>許可を受けないで、壁、柱等に貼り紙をし、又は釘類を打たないこと。</u></p> <p>(4) <u>施設を利用する者（以下「入館者」という。）に次条第1項各号の規定を守らせること。</u></p> <p>(5) <u>使用施設及び附帯設備について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、管理者の指示に従うこと。</u></p> <p>(6) <u>備品等は、丁寧に取り扱い、使用後は管理者が指示する場所へ確実に返却すること。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと。</u></p> <p>2. <u>教育委員会は、前項各号に違反し、又はそのおそれがある場合は、使用者の入場を拒否し、又は使用者に退去を命じることができる。</u></p> <p><u>(入館者の義務)</u></p> <p>第18条 <u>入館者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>敷地内で喫煙及び火気を使用しないこと。</u></p> <p>(2) <u>騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>所定の場所以外に出入りしないこと。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと。</u></p> <p>2. <u>教育委員会は、前項各号に違反し、又はそのおそれがある場合は、入館者の入場を拒否し、又は入館者に退去を命じることができる。</u></p> <p><u>(使用等の打合せ)</u></p> <p>第19条 <u>使用者は、施設の使用について、事前に管理者と使用方法その他必要な事項の打合せをしなければならない。</u></p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第20条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料の利用の制限、入館制限又は退館を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>他の入館者に迷惑をかけ、又はかけるおそれのある者</u></p> <p>(2) <u>建物、附属設備又は資料を毀損するおそれのある者</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する者のほか、資料館の使用に関し教育委員会の指示に従わない者</u></p> <p><u>(損傷又は滅失の届出)</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>第21条 使用者及び入館者は、施設及び附帯設備その他の器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちに管理者に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(委任) 第22条 略</p> <p>様式第3号 (第8条関係) 略</p> <p>様式第4号 (第8条関係) 略</p> <p>様式第5号 (第8条関係) 略</p> <p>様式第6号 (第8条関係) 略</p>	<p>(委任) 第11条 略</p> <p>様式第3号 (第10条関係) 略</p> <p>様式第4号 (第10条関係) 略</p> <p>様式第5号 (第10条関係) 略</p> <p>様式第6号 (第10条関係) 略</p>

改 正 案

現 行

様式第7号(第9条関係)

申請日： 年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立歴史文化資料館施設使用申請書

島本町立歴史文化資料館設置条例及び島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則を厳守の上、次のとおり使用の許可を申請します。なお、使用に当たっては使用上の規定及び職員の手指示を遵守いたします。

申 請 者	団 体 名	
	使用責任者	
	住 所	
	電 話 番 号	
使 用 目 的		
使 用 内 容		
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場	
使 用 人 数		
附 帯 設 備 の 使 用	<input type="checkbox"/> 椅子・ <input type="checkbox"/> 長机・ <input type="checkbox"/> ベンチセット・ <input type="checkbox"/> テント・ <input type="checkbox"/> パネル式・ <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> マイク設備・ <input type="checkbox"/> プロジェクター・ <input type="checkbox"/> スクリーン・ <input type="checkbox"/> ホワイトボード	
持 込 用 品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	

備 考	
-----	--

改 正 案

現 行

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

様

島本町教育委員会 印

島本町立歴史文化資料館施設使用(使用料減免)許可書

島本町立歴史文化資料館の使用を、次のとおり許可します。

使用目的	
使用内容	
使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用施設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場
使用人数	
附帯設備の使用	<input type="checkbox"/> 椅子・ <input type="checkbox"/> 長机・ <input type="checkbox"/> ベンチセット・ <input type="checkbox"/> テント・ <input type="checkbox"/> パネル式・ <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> マイク設備・ <input type="checkbox"/> プロジェクター・ <input type="checkbox"/> スクリーン・ <input type="checkbox"/> ホワイトボード
持込用品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
減免	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全額 ・ <input type="checkbox"/> 5割) <input type="checkbox"/> 無
減免の根拠	
使用料	

備考	
----	--

《注意事項》

- ◎ この使用許可書を受付窓口へ提示してください。
- ◎ 準備及び後片付けは、使用時間帯に入りますので、必ず守ってください。

改 正 案

現 行

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立歴史文化資料館施設使用料減免申請書

島本町立歴史文化資料館設置条例及び島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則を厳守の上、使用料の減免を次のとおり受けたいので申請します。

申請者	団体名	
	使用責任者	
	住所	
	電話番号	
使用目的		
使用内容		
使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
使用施設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場	
使用人数		
減免を受けようとする理由		

備考	
----	--

改 正 案

現 行

様式第10号 (第13条関係)

年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立歴史文化資料館施設使用料選付申請書

島本町立歴史文化資料館施設使用許可の使用料について、次のとおり選付を申請します。

申 請 者	団 体 名	
	使用責任者	
	住 所	
	電 話 番 号	
	使 用 目 的	
	使 用 内 容	
	使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場
	選 付 理 由	
	選 付 金 額	

備 考	
-----	--

《必要書類》

- ◎ 使用許可書を添付してください。
 - ◎ 使用変更・取消申請書を添付してください。
- なお、選付金の受領は、選付請求書により請求してください。

改 正 案

現 行

様式第11号 (第15条関係)

島本町教育委員会 様

申請日： 年 月 日

島本町立歴史文化資料館施設使用変更・取消申請書

使用の変更・取消をしたいので次のとおり申請します。

申 請 者	団 体 名	
	使用責任者	
	住 所	
	電 話 番 号	
使用目的		
使用内容		
使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
使用施設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場	
使用人数		
附帯設備の使用	<input type="checkbox"/> 椅子・ <input type="checkbox"/> 長机・ <input type="checkbox"/> ベンチセット・ <input type="checkbox"/> テント・ <input type="checkbox"/> パネル式・ <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> マイク設備・ <input type="checkbox"/> プロジェクター・ <input type="checkbox"/> スクリーン・ <input type="checkbox"/> ホワイトボード	
持込用品	有 () <input type="checkbox"/> 無	
変更・取消理由		

備 考

《必要書類》

◎ 使用許可書を添付してください。

改 正 案

現 行

様式第12号(第15条関係)

年 月 日

様

島本町教育委員会 印

島本町立歴史文化資料館施設使用取消許可書

島本町歴史文化資料館の使用について、次のとおり取消しを許可します。

使用目的	
使用内容	
使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用施設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場
使用人数	
附属設備の使用	<input type="checkbox"/> 椅子・ <input type="checkbox"/> 長机・ <input type="checkbox"/> ベンチセット・ <input type="checkbox"/> テント・ <input type="checkbox"/> パネル式・ <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> マイク設備・ <input type="checkbox"/> プロジェクター・ <input type="checkbox"/> スクリーン・ <input type="checkbox"/> ホワイトボード
持込用品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
使用料	
既納付額	
還付金額	

備考	
----	--

改 正 案	現 行																				
<p>様式第13号(第15条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">島本町教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">島本町立歴史文化資料館施設使用変更許可書</p> <p>島本町歴史文化資料館の使用について、次のとおり変更を許可します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td>年 月 日 () 時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td>使用施設</td> <td><input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場</td> </tr> <tr> <td>使用人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附帯設備の使用</td> <td><input type="checkbox"/> 椅子・<input type="checkbox"/> 長机・<input type="checkbox"/> ベンチセット・<input type="checkbox"/> テント・<input type="checkbox"/> パネル一式・<input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> マイク設備・<input type="checkbox"/> プロジェクター・<input type="checkbox"/> スクリーン・<input type="checkbox"/> ホワイトボード</td> </tr> <tr> <td>持込用品</td> <td><input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選付金額</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">備考</p>	使用目的		使用内容		使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	使用施設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場	使用人数		附帯設備の使用	<input type="checkbox"/> 椅子・ <input type="checkbox"/> 長机・ <input type="checkbox"/> ベンチセット・ <input type="checkbox"/> テント・ <input type="checkbox"/> パネル一式・ <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> マイク設備・ <input type="checkbox"/> プロジェクター・ <input type="checkbox"/> スクリーン・ <input type="checkbox"/> ホワイトボード	持込用品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	使用料		既納付額		選付金額		
使用目的																					
使用内容																					
使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分																				
使用施設	<input type="checkbox"/> 展示室・舞台 <input type="checkbox"/> 正面広場																				
使用人数																					
附帯設備の使用	<input type="checkbox"/> 椅子・ <input type="checkbox"/> 長机・ <input type="checkbox"/> ベンチセット・ <input type="checkbox"/> テント・ <input type="checkbox"/> パネル一式・ <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> マイク設備・ <input type="checkbox"/> プロジェクター・ <input type="checkbox"/> スクリーン・ <input type="checkbox"/> ホワイトボード																				
持込用品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無																				
使用料																					
既納付額																					
選付金額																					

第 2 4 号 議 案

島本町文化推進委員会規則の廃止について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年 5 月 1 9 日 提出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

島本町教育委員会規則第 号

島本町文化推進委員会規則を廃止する規則

島本町文化推進委員会規則（平成24年島本町教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

（島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正）

2 島本町教育委員会事務局組織に関する規則（平成9年島本町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条生涯学習課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

（教育長に対する事務委任規則の一部改正）

3 教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第15号中「、文化推進委員会委員」を削る。

第 2 4 号議案資料

島本町文化推進委員会規則の廃止について

1 廃止理由

島本町文化推進委員会を廃止するもの。

2 新旧対照表

3 施行期日

令和 5 年 8 月 1 日

島本町文化推進委員会規則を廃止する規則新旧対照表

○島本町教育委員会事務局組織に関する規則（附則第2項関係）

改正案	現行
<p>(分掌事務) 第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 略 教育推進課 略 子育て支援課 略 生涯学習課 (1)～(11) 略 (12)～(26) 略</p>	<p>(分掌事務) 第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 略 教育推進課 略 子育て支援課 略 生涯学習課 (1)～(11) 略 (12) <u>文化推進委員会</u>に関すること。 (13)～(27) 略</p>

○教育長に対する事務委任規則（附則第3項関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 社会教育委員、奨学生選定委員会委員、文化財保護審議会委員、子ども・子育て会議委員、小・中学校校結核対策委員会委員、小・中学校教科用図書選定委員会委員、特別支援委員会委員、いじめ等対策委員会委員、<u>及びスポーツ推進委員の委嘱及び解嘱に関するこ</u>と。</p> <p>(16)～(21) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 社会教育委員、奨学生選定委員会委員、文化財保護審議会委員、子ども・子育て会議委員、小・中学校校結核対策委員会委員、小・中学校教科用図書選定委員会委員、特別支援委員会委員、いじめ等対策委員会委員、<u>文化推進委員会委員及びスポーツ推進委員の委嘱及び解嘱に関するこ</u>と。</p> <p>(16)～(21) 略</p> <p>2 略</p>

第 2 5 号 議 案

令 和 5 年 度 教 育 費 補 正 予 算 (案) に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 (昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号) 第 1 条 第 1 項 第 1 3 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま す 。

令 和 5 年 5 月 1 9 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 り か

令和5年度 教育費補正予算総括表

第25号議案資料

債務負担行為

[設定]

【単位：千円】

事項	期間 (自) (至)	限度額	限度額における財源内訳					設定理由
			特定財源			一般財源		
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
町立小学校給食調理等業務委託	令和5年度 令和8年度	355,631	0	0	0	0	355,631	令和6年度当初から業務を開始できよう、令和5年度中に契約を締結する必要があるため。
町立中学校給食調理等業務委託	令和5年度 令和8年度	175,481	0	0	0	0	175,481	令和6年度当初から業務を開始できよう、令和5年度中に契約を締結する必要があるため。

第 2 6 号 議 案

島本町文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 5 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年 5 月 1 9 日 提出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

島本町文化財保護審議会 委員名簿

〔任期：1～5 令和5年1月1日～令和6年12月31日、
任期：6 令和5年6月1日～令和6年12月31日〕

	氏名	住所	就任年月日	専門分野	所属	現期数
1	むら 村 た 田 みち 路 ひと 人	〒546-0042 大阪市東住吉区西今川二丁目	平成20年10月27日	近世史	神戸女子大学 文学部 教授	8 期目
2	やま 山 なか 中 ひろ 浩 ゆき 之	〒545-0032 大阪市阿倍野区相生通	平成20年10月27日	近世史	大阪府立大学 名誉教授	8 期目
3	はら 原 ただ 忠 お 雄 し 吉	〒613-0903 京都市伏見区淀本町	平成20年10月27日	美術工芸品 (仏教美術)	元 大阪大谷大学 文学部 教授	8 期目
4	いの 井 うえ 上 お 郎 み 満	〒610-0351 京田辺市大住ヶ丘二丁目	平成25年10月1日	古代史	京都市歴史資料館 館長	6 期目
5	さ 佐 ご 古 あい 愛 み 己	〒604-0022 京都市中京区西ノ京下合町	令和3年1月1日	中世史	佛教大学 歴史学部 准教授	2 期目
6	すず 鈴 き 木 ひさ 久 お 男	〒520-0027 大津市錦織二丁目	令和5年6月1日	考古学	京都産業大学 日本文化研究所 客員研究員	1 期目

第 2 7 号 議 案

島本町いじめ防止等基本方針の改定について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 1 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年 5 月 1 9 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

島本町いじめ防止等基本方針

(改定案)

島本町教育委員会
(令和5年4月改訂)

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等に関する基本的考え方

1	いじめの定義と基本理念	1
2	いじめ防止対策推進法によるいじめの定義	1
3	いじめの禁止	3
4	基本理念（教職員の意識）	3
5	いじめの未然防止	5
6	いじめの早期発見	5
7	いじめへの対処	6
8	いじめの「解消」の定義	8

第2 いじめ防止等のために町が取り組む施策

1	町のいじめ防止等基本方針の策定と組織の設置	9
2	町が取り組む基本的施策	11

第3 いじめ防止等のために学校が実施する取組

1	学校いじめ防止基本方針の策定	15
2	いじめ防止等の対策のための組織の設置	16
3	いじめ防止等に関する取組	17
4	いじめ早期発見に関する取組	18
5	いじめへの対処	18

第4 重大事態への対処

1	重大事態の発生	21
2	調査の実施	23
3	調査の方法	23
4	関係児童生徒に対する指導・支援	24

5	調査結果の報告及び提供	25
6	町長による再調査等	25
7	相談窓口について	26

〈参考資料〉

様式1	教育にかかわるいじめ事象学期末報告書	28
様式2	教育にかかわるいじめ事象報告書	29
資料1	いじめ事案（疑い含む）への初期対応手順	30
資料2	いじめ事案報告対応フローチャート	31
資料3	重大事態発生時の対応フローチャート	32

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

とりわけ、滋賀県大津市におけるいじめによる児童の自殺事案に端を発し、マスコミでも一連のいじめに対する地方公共団体や教育委員会、学校の対応について、大きく取り上げられ、その対策や対応は、全国的な課題となっています。

「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）は、これらの課題解決に向け、社会総がかりで、いじめ問題に対峙（じ）するための基本的な理念や体制について定められた法律です。

本町においては、法の施行とともに、平成25年10月11日に文部科学省から示された「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本町におけるいじめ防止等について、どのように取り組んでいくかの基本方向や、取組内容等について、組織的な対応が迅速に進められるよう、「島本町いじめ防止等基本方針」を定めたものです。

第1 いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの定義と基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、関係者や関係機関が一体となって継続的な取組を進めることが重要であり、児童生徒、保護者、教職員がいじめ定義と構造に対する共通理解といじめ対応についての共通認識を図ること、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にある児童生徒のストレス等の要因にも着目し、その改善と対処できる力を育む観点からの対応も重要です。

本町においては、いじめ行為を決して見逃すことなく、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めるとともに、町、教育委員会、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して組織的ないじめ防止対策に取り組むことを基本理念とします。

なお、取組を進めるにあたっては、子どもの声を大切にし、子どもの最善の利益を考えます。

2 いじめ防止対策推進法によるいじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(1) 法の対象となるいじめに該当するか否かの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように、いじめを広くとらえることが必要です。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行います。

(2) 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断します。

(3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ対策会議」を活用して行います。

(4) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、

学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ対策会議」で情報を共有します。

- (5) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察（TEL 072-672-1234：高槻警察署）に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図ります。

また、児童生徒の健全育成に向けて、犯罪被害防止や非行防止の取組をより一層充実させるために、本町では大阪府警察と平成31年3月に「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」を締結しており、この制度を適切に活用します。

3 いじめの禁止

いじめの禁止は、法第4条において次のとおり規定されています。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

児童生徒一人ひとりに対して、「いじめは法で禁止されており、いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底させること、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないという雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切です。

また、いじめを教職員、その他の身近な大人やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育センターなどの相談機関を活用して伝えることは正しい行為であるということを、全ての児童生徒に理解させるとともに、実践できるように、定期的な指導を行う必要があります。

4 基本理念（教職員の意識）

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。全ての児童生徒が安心して

学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、いじめの防止等への対策に取り組む必要があります。

- (1) 教職員は、いじめの未然防止のために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。また、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学び、安心・安全に学校生活を送れるように努めます。
- (2) 教職員は、「いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうることであり、人の命に関わる重大な問題である」ことを十分認識し、早期発見、早期対応に努めます。さらに、いじめの兆候（疑いを含む）に気付いた場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、児童生徒一人ひとりに対応した指導・支援を組織的に行うため、校内のいじめ対策会議に報告するとともに、保護者、地域住民や、警察、少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関と連携を図ります。
- (3) 教職員は、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、情報モラル教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。また、児童生徒が、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、他者との円滑なコミュニケーションを図る能力を育成します。
- (4) 学校における最大の教育環境は教職員であり、児童生徒一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度が非常に重要です。そのため、教職員は、日々の言

動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識しながら、教育活動を行います。

5 いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

個々の大人（教職員、保護者、地域住民等）が、いじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識をもって取り組むことが必要です。また、大人の何気ない言動が子どもに大きな影響力をもつことに十分留意し、大人自身がいじめを助長するような言動を厳に慎むことが大切です。

(2) 教育活動全体を通じた人権教育を推進する

教科等指導、生徒指導、学級経営など学校教育活動全体を通して、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めます。特に、「特別の教科道徳」の時間や特別活動における集団指導や、様々な場面における個別指導を通して、他の人と共により良く生きようとする態度や規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度を育成します。

6 いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめの認知に努めます。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的な「生活アンケート」調査や教育相談の実施、教育センターの教育相談（面談、電話）等、その他の相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していきます。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

いじめの実態を把握することは、個人では困難であるので、児童生徒の小さな変化やいじめの兆候を発見したり、通報を受けた時は、一人で抱え込んだり、特定の教職員で対応するのではなく、早い段階から複数の教職員で情報を共有し、速やかに対応します。そのため、学校では、「いじめ対策会議」で組織的に対応し、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

7 いじめへの対処

(1) 事実関係の確認及び被害児童生徒のケアと安全確保

いじめ（疑いを含む）が確認された場合、まずは被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先します。また、児童生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行います。

その上で、「いじめ対策会議」を直ちに招集し、組織として事実関係の確認を行います。

(2) 厳重な処分と粘り強い指導

加害児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示します。加害児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えます。

加害児童生徒自身には、深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があります。加害児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくため、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭を行うとともに、児童生徒の教育の第一義的責任を有する保護者と連携協力し、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性の育成をするように努めます。

その際、いじめたとされる児童生徒に対して、事実関係の確認を行い、教育委員会作成の「いじめ事案（疑い含む）への初期対応手順」（資料1）を活用するなど、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決

定し、学校として対応していきます。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒（傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう繰り返し指導を行います。

また、おもしろがってはやしたてるなどしていた児童生徒（観衆）に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であること理解させます。なお、いじめが起こった集団で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことです。また、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

(4) 学校・家庭・地域との積極的な連携と住民への啓発活動

いじめは学校による指導だけで解決できない問題です。したがって、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域が連携し、いじめの問題について対策を推進します。

ア 保護者は、その子どもについて第一義的責任を有し、法第9条に定めるように、規範意識を養うための指導、いじめからの保護、いじめ防止措置への協力等を求められることから、家庭教育において適切な指導が行われるような働きかけを行います。

イ 家庭は、子ども一人ひとりの些細なサインを見逃さないよう、日頃から子どもとのコミュニケーションを積極的にとるよう努めます。

ウ 学校は、被害児童生徒に対して、家庭と連携し、いじめから児童生徒を必ず守るという強い姿勢を示すとともに、児童生徒やその保護者の思いに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう支援を行います。

エ 学校は、加害児童生徒に対して、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、児童生徒が抱える要因や背景を把握し、適切な助言や支援を行います。

オ 社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域が連携し、いじめの問題についての対策を推進することが必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会等を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進します。

カ 保護者の責務を果たすことができるように、保護者など住民へ広くいじめの閲覧やこの問題への取組について理解が促されるよう、広報啓発を行います。

(5) 関係機関との連携

いじめの防止等を推進するためには、「島本町いじめ・不登校（虐待）対策連絡会」等を開催し、学校や教育委員会、町関係部局、その他関係機関が連携し、いじめ防止等の啓発などの取組を進める必要があります。

また、児童生徒に対して、教育上必要な指導を粘り強く行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、警察・児童相談所・医療機関等の関係機関との適切な連携も必要です。

そのためには、日頃から、教育委員会、学校、町関係部局及び関係機関の担当者間で情報を共有し、連携するための体制を構築します。

8 いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要です。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが重要です。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有します。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

第2 いじめ防止等のために町が取り組む施策

1 町のいじめ防止等基本方針の策定と組織の設置

法では、地方公共団体が実施すべき事項として、大きく、次の4項目が規定されています。

- ① 地方いじめ防止等基本方針の策定（法第12条）
- ② いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）
- ③ 教育委員会の附属機関の設置（法第14条第3項）
- ④ 町長の附属機関の設置（法第30条第2項）

町では、法及び平成25年10月11日に文部科学省から示された「いじめ

の防止等のための基本的な方針」を踏まえ、町として、いじめ防止等のための基本的な方針を定めることによって、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処が迅速かつ、体系的に行えると判断し、「島本町いじめ防止等基本方針」を定めることとします。

また、いじめ防止等の取組を進めるため、次の組織を設置し、迅速かつ適切に対応するものとします。

(1) 島本町学校サポートチーム

ア 学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に「島本町学校サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を設置します。

イ 学校に対して、いじめ防止等に関する必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、サポートチームの派遣による支援や必要な調査及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家による支援等を行い、いじめの解決のための対応を行います。

ウ 構成員は、指導主事、事案発生校の校長及び生徒指導担当者の他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門的な知識及び経験を有する者で構成します。

エ サポートチームは、法第28条に基づき、自殺企図以外の学校での重大事態（疑いを含む）に係る調査を行います。（P.21 第4「重大事態への対処」を参照）

(2) 附属機関「島本町いじめ等対策委員会」の設置

ア 経緯や事案の特性、いじめの被害児童生徒又は保護者の訴えなども踏まえ、教育委員会が重大事態の判断をし、学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、附属機関「島本町いじめ等対策委員会」を設置します。

イ 構成員は、弁護士、医師、学識経験者や心理、福祉等に関し専門的な知識

を有する者など、5名以内で構成します。また、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するなど、当該調査の公平性・中立性の確保に努めます。

ウ 島本町いじめ等対策委員会は、教育委員会からの調査の諮問を受けて、法第28条1項に規定されるいじめの重大事態が発生した場合に、調査を行います。

2 町が取り組む基本的施策

(1) いじめの未然防止のための施策

ア 児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くため、話し合い活動を取り入れた特別活動の充実を図ります。

イ いじめの防止等に資する活動であって、学校に在籍する児童生徒が自主的に行う児童会・生徒会活動や、あいさつ運動、ボランティア活動などに対する支援を行います。

ウ 児童生徒及びその保護者が、いじめ防止の重要性に対する理解を深めるための啓発を行います。

エ 児童生徒や保護者が、インターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して啓発活動を実施します。

オ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教職員の資質向上を図ります。

カ 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「犯罪非行防止教室」等を実施します。

キ 学校の教職員が児童生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組めるよう、いじめに対して

適切に対応できる生徒指導体制の整備を推進するとともに、教職員の業務負担の軽減を図ります。

【具体的な取組・施策】

1. 小中生活指導研究協議会における生徒指導に関する連携推進
2. 府・町主催のいじめ防止等の生徒指導研修の実施
3. 犯罪非行防止教室の実施（全小中学校）
4. インターネットを通じて行われるいじめ防止とその対処について「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を中心に、関係機関と連携した啓発活動の実施
5. 島本町いじめ・不登校（虐待）対策連絡会、小中生活指導研究協議会、補導連絡会の開催

(2) いじめの早期発見のための施策

ア 各学校において、全児童生徒に対する「生活アンケート」調査を実施するよう指導するとともに、教育相談その他の必要な措置を講じます。

イ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、各学校に置いている「いじめ不登校対策委員会」や「いじめの相談窓口担当教員」について、児童生徒や保護者等に周知します。

【具体的な取組・施策】

1. 「生活アンケート」の年3回実施
2. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣
3. 町在住の0歳から成人までの本人、保護者、学校関係者を対象に、教育センターにおいて教育相談を実施

(3) いじめへの対処

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、下記の事項を学校へ指示します。

- ① 正確な事実を調査することを指示し、当該報告に係る事案について詳細な状況を把握し、適切な対応がなされるよう、指導・助言を行います。
- ② いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行います。
- ③ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言を行います。
※「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」の適切な活用。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じます。

イ 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置として、教育委員会は出席停止を命じます。なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に、児童生徒及び保護者の意見を聴取するよう配慮します。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行います。

【具体的な取組・施策】

1. 年2回の生徒指導に関するヒアリングの実施
2. 学校サポートチームの派遣
3. インターネットを通じて行われるいじめに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」との連携や、大阪府教育委員会作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を活用しながら、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じます
4. 学校に対し、出席停止制度の手続きを周知します

(4) 家庭や地域との連携

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校協議会委員、地域の関係団体との連携促進や、学校協議会や放課後学習室など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、必要に応じて関係機関と相談します。

(6) 重大事態への対処

※ (P.21 第4「重大事態への対処」を参照)

第3 いじめ防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力する体制を確立し、教育委員会と連携し、学校の実情に応じた対策を推進します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

各学校は、法第13条に基づき、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「国基本方針」という。）町の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、インターネット上のいじめへの対応などについて記載します。

さらには、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおきます。学校基本方針策定後、児童生徒、保護者に対して、いじめに対する考え方や取組について、理解を得るとともに、学校便りやホームページなどに掲載し周知を行います。

(2) 学校いじめ防止基本方針を定める意義

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が、個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となります。

イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。

ウ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながります。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、各学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置します。

対策会議は、基本的に、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成します。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとします。

また、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担うものであり、具体的には、以下のような役割を担います。

いじめ対策会議の役割

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急の対策会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対策を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか

についての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C A サイクルの実行）

3 いじめ防止等に関する取組

教育委員会と学校は連携して、国基本方針に添付された「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」などを参考にしながら、計画・取組などを基に創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたります。

(1) 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり

児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校における全ての児童生徒が安心して学べる「居場所づくり」に努めます。

(2) 学校の教育活動全体を通じての豊かな心の育成

道徳教育や人権教育、読書活動や体験活動等、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりをもち、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

(3) 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え議論する機会

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒をいじめに向かわせないために、児童生徒がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくります。

(4) 特に配慮を要する児童生徒についての支援

下記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

【主な事例】

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ児童生徒
- ・ 性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒

4 いじめ早期発見に関する取組

(1) いじめに関する正しい理解と積極的認知のための校内研修等の実施

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、校内研修等を年1回以上実施します。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

5 いじめへの対処 ※ P.31 資料2 「いじめ事案報告対応フローチャート」参照

(1) 速やかに「いじめ対策会議」に報告し、迅速かつ組織的な対応

児童生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談、またアンケート調査にいじめの申告等があったときに、学校が当該事案に対して直ちに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性があります。

このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を直ちにいじめ対策会議に報告し、

組織的な対応を行います。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保存しておきます。

※ 教職員がいじめの情報を抱え込み、いじめ対策会議に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ます。

(2) 被害児童生徒を徹底して守り通す

ア 被害児童生徒から個別に事実関係の聴取を行う際には、被害児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない」をはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。

イ その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。被害児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、被害児童生徒の安全を確保します。

ウ 被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、被害児童生徒に寄り添い支える体制をつくります。被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。

(3) 加害児童生徒に対し毅然とした態度で指導する

ア 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

イ 加害児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。

ウ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えます。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業作りを進めていくとともに、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていきます。

イ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

(5) 児童生徒の状況をきめ細かく把握し再発防止に取り組む

いじめが解消している状態と判断した場合でも、被害児童生徒及び加害児童生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。

(6) 教育委員会に報告する

いじめ（疑いを含む）が確認された場合、「いじめ事案報告対応フローチャート」（資料2）に従い、情報を受けたその日に「いじめ対策会議」を開催するとともに、事案のレベルに応じて、教育委員会への報告を行います。

いじめ事案対応及び指導後、教育にかかわるいじめ事象の報告（様式1）もしくは（様式2）を、教育委員会へ提出します。

第4 重大事態への対処 ※P.32「重大事態発生時の対応フローチャート」参照

いじめの重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照し、適切に対応します。

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の意味（法第28条）

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いにあたります。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第2項）
- ③ いじめを受けた児童等やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。（法第28条第1項附帯決議）

「いじめにより」とは、法第28条第1項に規定する児童生徒の状況に至る要因が児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のようなケースが想定されます。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 心身に重大な傷害を負った場合

- ・ 暴行を受け、足や腕などを骨折した。
- ・ 顔面を殴られて、歯が折れた。

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 複数の児童生徒から金品を要求され、総額10万円を渡した。
- ・ 自転車が壊され、ため池に捨てられた。
- ・ スマートフォンを足で踏まれ、液晶画面が割れて壊された。

エ 精神性の疾患を発症した場合 など

- ・ 心的外傷後ストレス障害と病院で診断された。
- ・ 欠席が続き、当該校へは登校できないと判断し、他校へ転学した。

③の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(2) 重大事態の判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校からの報告をもとに教育委員会が判断し、速やかに対処方針を共有します。

(3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態（「疑い」を含む）に該当すると判断したときは、教育委員会は速やかに重大事態の発生を町長に報告します。

(4) 調査の主体と組織

教育委員会は、その事案調査を行う主体及び調査組織について判断します。

ア 「学校サポートチーム」が主体となって行う場合

自殺企図以外の重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止が必要と

判断する場合や、生命に関わる事案等学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、「学校サポートチーム」が調査を行います。

イ 附属機関「島本町いじめ等対策委員会」が主体となって行う場合

「学校サポートチーム」の調査が十分でないと判断した場合、また調査の過程及び結果に対する検証等がさらに必要と判断した場合などには、教育委員会からの調査の諮問を受けて、「島本町いじめ等対策委員会」が調査を行います。

2 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情とし、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

また、いじめと被害の因果関係、及びいじめによる「生命、心身又は財産の被害」の因果関係と被害（程度）の認定を行います。

- (1) 「精神的な苦痛」「精神性の疾患の発症」等の精神的・心理的被害も調査審議の対象とします。
- (2) 重大事態の多くは犯罪行為が伴っているケースが想定され、「暴行・傷害・脅迫・恐喝・強要・侮辱・名誉毀損・器物損壊」等の違法行為に該当するかの検証を行います。
- (3) 調査においては、行為者や学校関係者を含めた周辺関係者及びいじめを受けた児童生徒に関する行動・対応・心理的経過の検証についても留意します。

3 調査の方法

(1) 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

ア 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

イ これらの調査を行うにあたっては、被害児童生徒を守ることを最優先とし、質問紙の使用にあたり、個別の事案が広く明らかになり、児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、十分に内容を吟味して実施します。

(2) 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

ア 児童生徒の入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査組織や内容・方法について協議し、調査に着手します。

イ 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して、質問紙調査や聴き取り調査などを行います。

4 関係児童生徒に対する指導・支援

(1) 被害児童生徒に対する指導・支援

ア 臨床心理士等の専門家と連携を図りながら、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行います。

イ 落ち着いた学校生活を送れるよう、組織的な見守りや学習支援等を行います。また、被害児童生徒を守るための方法の一つとして必要と判断した場合は、就学校の指定変更や区域外就学等、弾力的な対応を検討します。

(2) 加害児童生徒に対する指導・支援

ア 学校は、調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

イ 学校は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき、適切に、児童生徒に対して別室指導等の懲戒を加えます。

ウ 教育委員会は、学校として最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から、学校教育法第35条及び島

本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第19条の規定に基づき、出席停止措置の活用についての検討を行い、必要な場合は保護者に命じます。

5 調査結果の報告及び提供

教育委員会は、調査結果を町長に速やかに報告します。学校又は教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明します。これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

6 町長による再調査等

(1) 再調査の方法

ア 5の調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、再調査の必要性があるか否かの判断について「島本町いじめ再調査委員会」に対して諮問を行います。

イ 「島本町いじめ再調査委員会」より、再調査の必要性がある旨の答申の報告を受けた町長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために調査が必要と認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査(以下「再調査」という。)を行います。その際は、公平性・中立性を図りながら「島本町いじめ再調査委員会」(附属機関)が再調査を行います。当該委員会は、弁護士や医師などの専門的な知識及び経験を有するものを町長が任命し、組織します。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者を任命し、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

ウ 被害児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明します。これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

教育委員会においては、指導主事や教育専門員・臨床心理士の派遣などによる重点的な支援を行います。

また、町長は再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を町議会に報告します。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなりますが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

7 相談窓口について

■ 島本町教育センター 電話 075-962-4238

月～金曜日 10:00～16:00（土日祝日、年末年始除く）

※相談は予約制（電話又は来館で予約）

教育相談等の日程については、ホームページや町の広報に掲載

<http://shimamoto-kyouiku.jp/kyouiku-center.top.html>

■ 大阪府の相談窓口

○すこやか教育相談24 電話 0120-0-78310^{なやみおう}

24時間対応の電話相談窓口（IP電話不可）

○大阪府教育センター「すこやか教育相談」

・すこやかホットライン（子どもからの相談）

電話 06-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

・さわやかホットライン（保護者からの相談）

電話 06-6607-7362 Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

・しなやかホットライン（教職員からの相談）

電話 06-6607-7363 Eメール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

※電話相談 月～金曜日 9:30～17:30 (土日祝日、年末年始除く)

※メール相談 24時間受付 (回答は後日)

※LINE相談 (子ども専用) 学校に掲示しているポスターや学校
で配付されたカード掲載のQRコードから友達登録

※FAX相談 06-6607-9826 24時間受付 (回答は後日)

○被害者救済システム『子ども家庭相談室』

電話 0120-928-704 (18才未満のみの対応・無料)

06-4394-8754 (保護者用)

月・火・木曜日 10:00～20:00 (祝日・休日除く)

※大阪府教育委員会が運用する民間連携支援機関による相談窓口

()年度 教育にかかわるいじめ事象 【 】学期末報告 ※2学期以降は、1学期のものに上書きする 島本町立第【 】学校

発生日(曜日) いじめ対策会議の日	場所	発見の きっかけ	態様 ※①～④ 態様が 2つ以上ある時	概要等 ※加害、被害の事実確認ができていない時は、名前も記載する	主な 対応者	保護者への 連絡
1 月 日 ()	運動場					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※いじめの態様について
 ①冷やかしかつからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 ③かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
 ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする。
 ⑤品物をたかられる。
 ⑥品物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 ⑧パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
 ⑨その他

教育にかかわるいじめ事象報告書

学 校 名			
発生・発覚日	令和 年 月 日 () に 発生・発覚		
場 所			
発見のきっかけ	① が発見 ② からの訴え ③ からの情報		
いじめの態様	①冷やかしやからかい、悪口、脅し文句等 ②仲間はずれ、無視 ③暴力(かるいもの) ④暴力(ひどいもの) ⑤金品をたかられる ⑥金品を隠される、盗まれる、壊される等 ⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり ⑧PC やスマホ、SNS での誹謗中傷等 ⑨その他 ()		
報 告 日	令和 年 月 日 ()	報告者	
事象の概要	<p>※第1回いじめ対策会議の開催日時： 令和 年 月 日 ()</p>		
当面の措置	<p>① いじめられた児童生徒への対応</p> <p>② いじめた側の児童生徒への対応</p> <p>③ 保護者への対応</p>		

いじめ事案(疑い含む)への初期対応手順

① いじめシグナル(下記の例)をキャッチしたら、直ちに認知し、管理職及び生活(生徒)指導担当者に報告する。

※管理職及び生活(生徒)指導担当者は連携すること。

- (1) 本人からの訴え
- (2) 保護者からの訴え
- (3) 生活アンケートへの記載
- (4) 教職員の現場目撃情報

**② 緊急いじめ対策会議を招集する。**

- ・ 管理職、生活(生徒)指導担当者、担任等が集まり、短時間であっても、事実発生日・発覚日に第1回いじめ対策会議を開催すること。
- ・ 事実関係の聴取方法を検討する。複数の人間で見立て、対応方法を検討する。

**③ いじめ被害者から事実関係の聴取を行う。**

- ・ いじめられている児童生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ・ 事案によっては、被害者の保護者と連絡を取り、今後の方針や対策方法について理解を得る。

**④ いじめ加害者から事実関係の聴取を行う。**

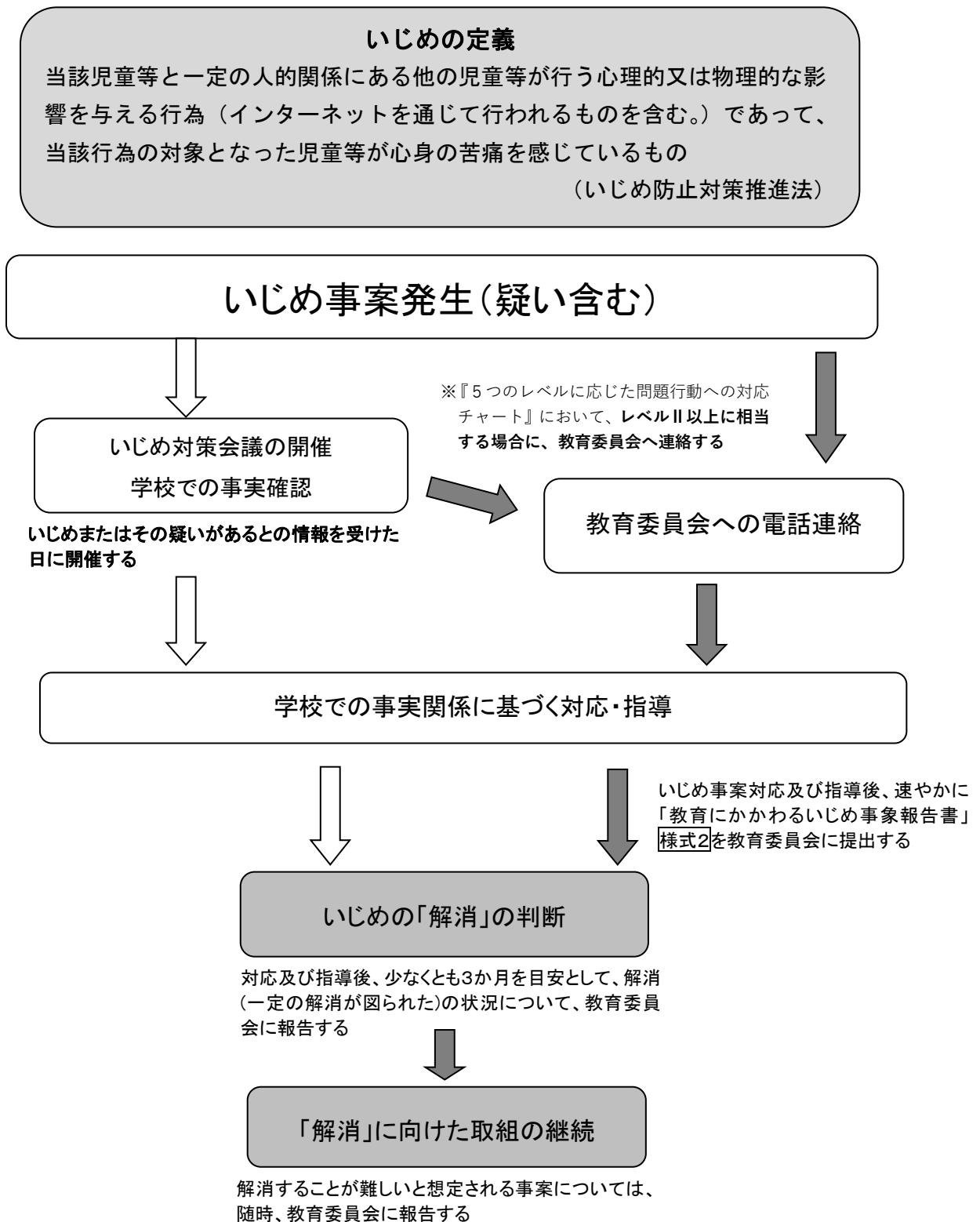
- ・ 複数の教職員で聴取すること。

**⑤ いじめの目撃者からも事実関係を聴取する。**

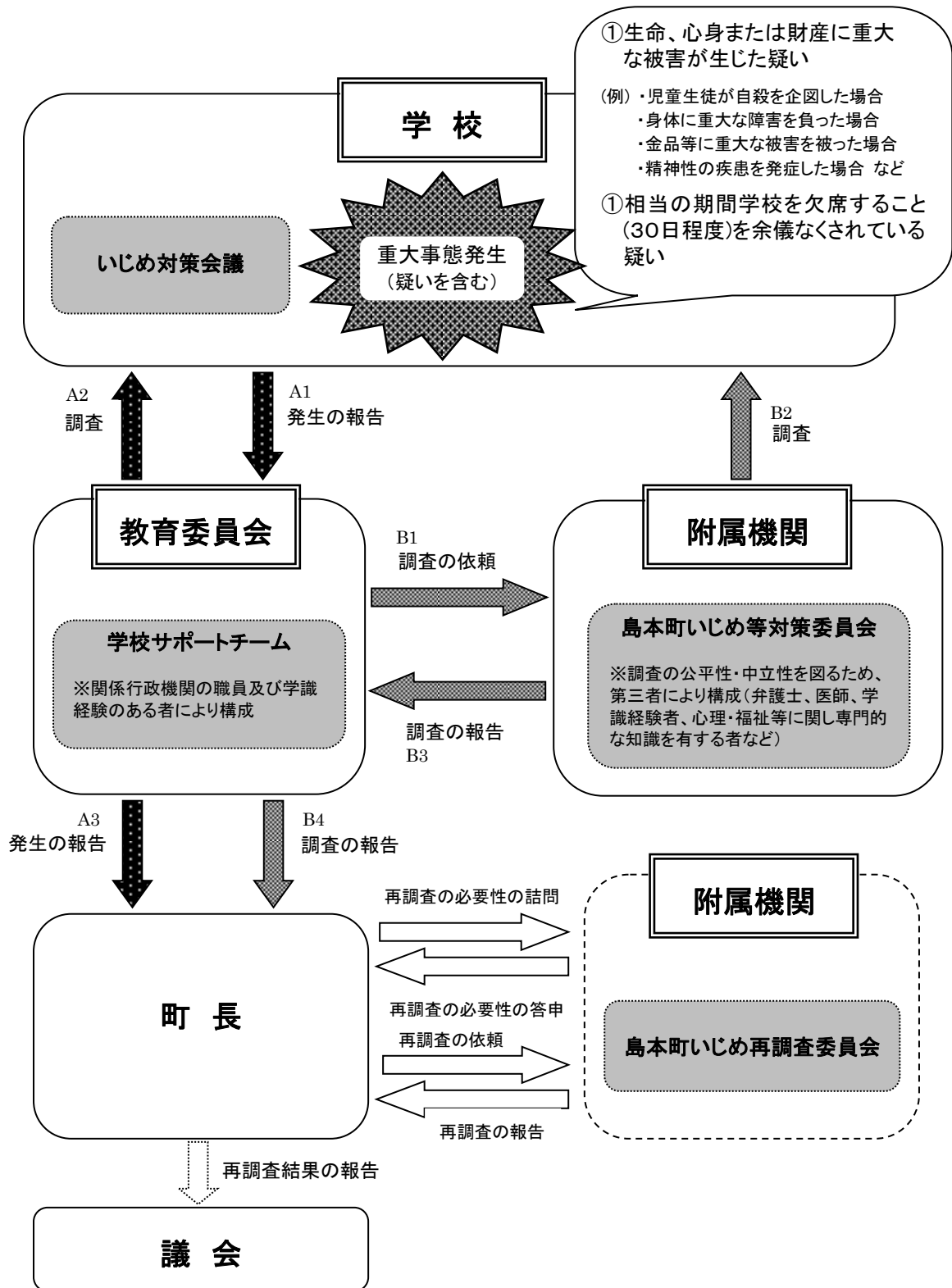
- ・ 情報収集後、事実関係を明らかにし、いじめ対策会議を開催し、いじめを認知をする。

**⑥ 被害者及び加害者の保護者に連絡し、今後の方針や対応について理解と協力を求める。****⑦ いじめ被害者にとって信頼できる人と連携し、いじめ被害者に寄り添い支える体制を作る。**

いじめ事案報告対応フローチャート



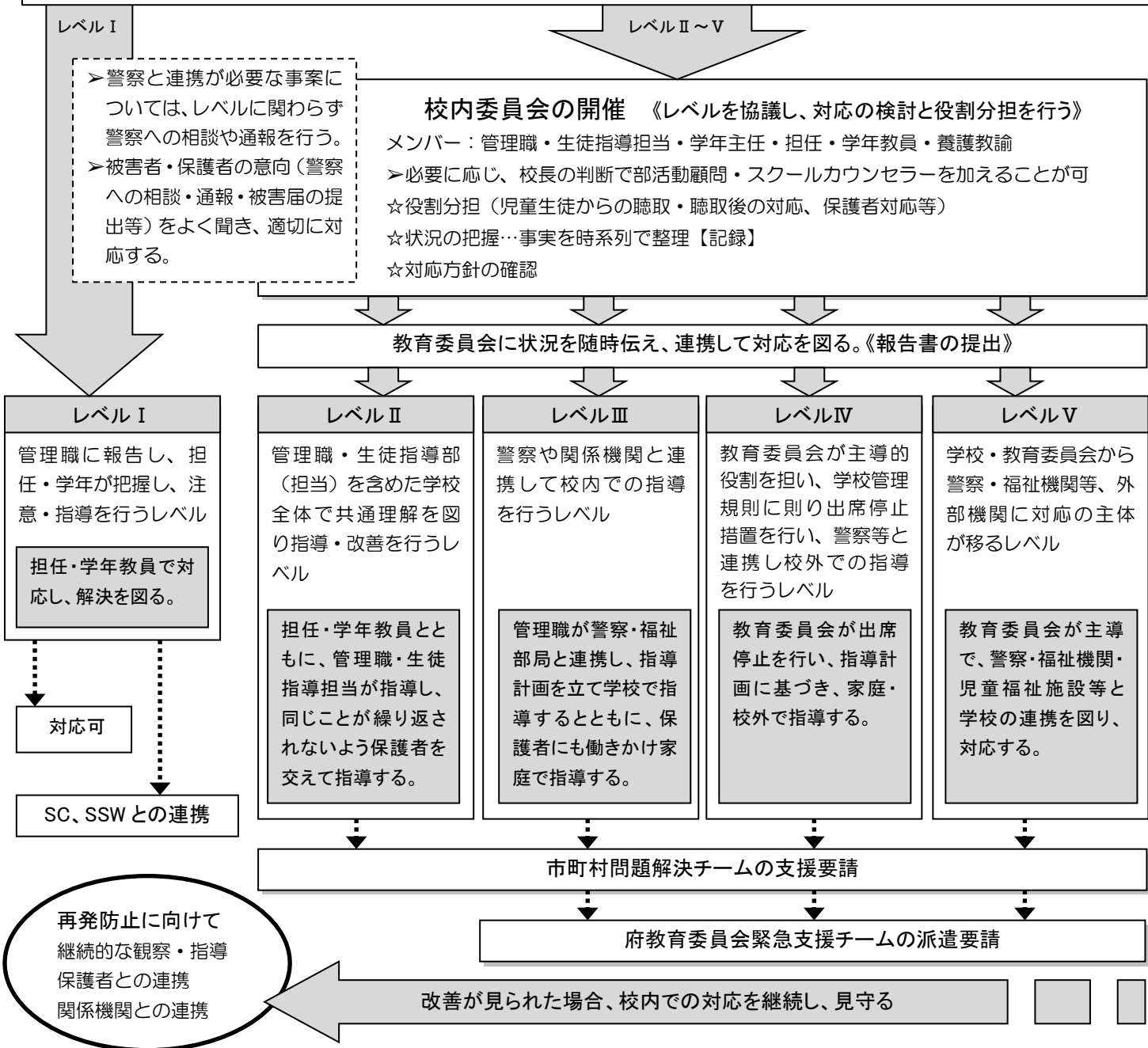
重大事態発生時の対応フローチャート



5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

1) 学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

2) 市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当SSW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

○スクールロイヤー（SL）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長OB）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

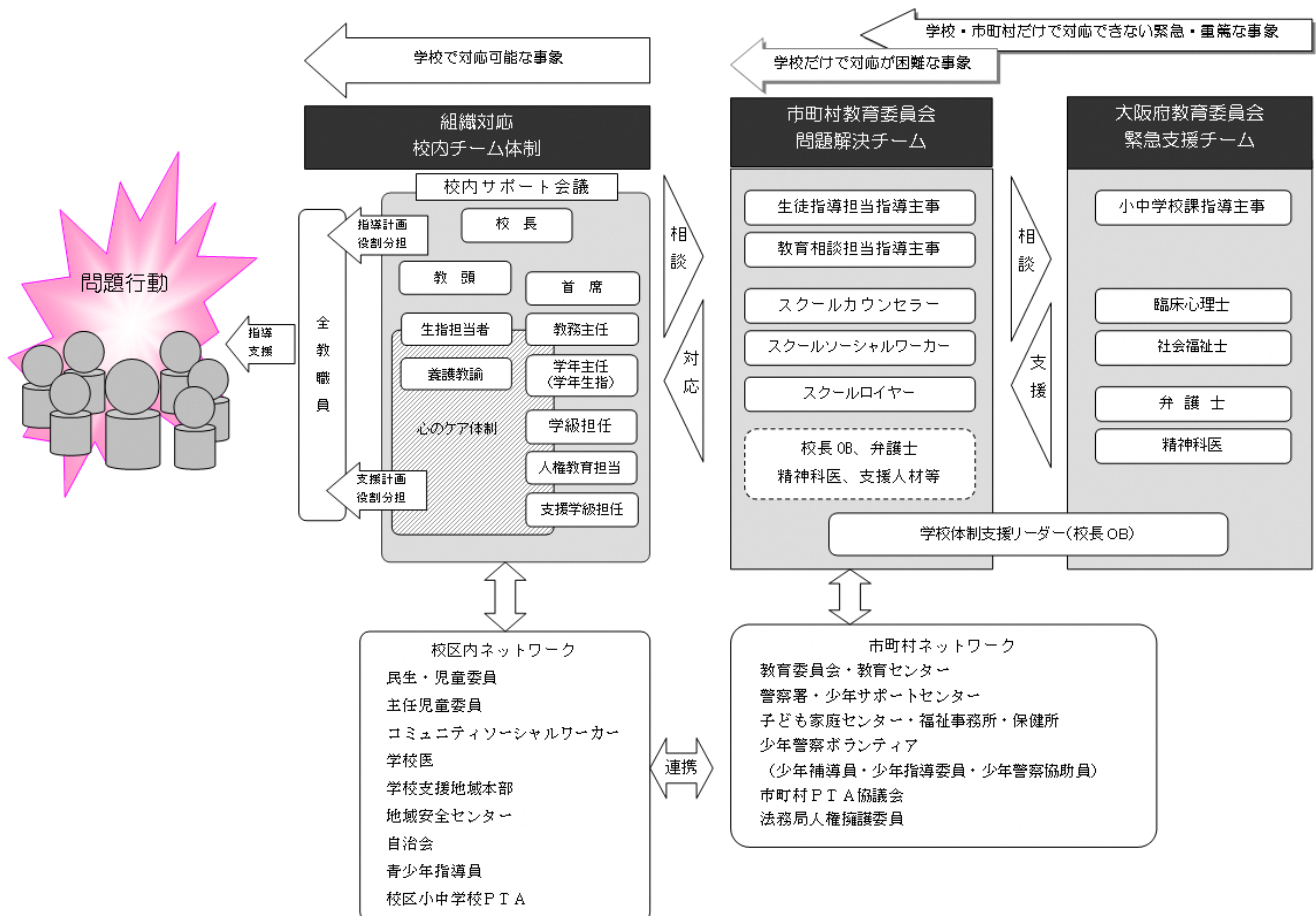
緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

〈構成メンバーと役割〉

- 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉



参考：市町村問題解決チームの活動状況

□設置状況

いじめ・少年非行・不登校等、多様化・複雑化・広域化する生徒指導上の課題に対して、学校や子ども・保護者を支援するための指導主事・専門家・支援人材等からなるチーム支援の必要性に対する認識が高まっており、府内全市町村で独自の問題解決チームが設置されている。

□活動形態

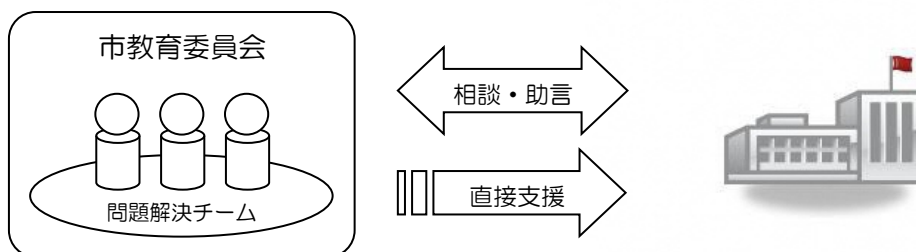
活動形態は、「常時設置型」と「臨時編制型」に大別される。

「常時設置型」は、複数の専門家が定例会議でケース検討を行う場合が多く、学校だけでは対応が困難なケースについて、それぞれの専門性をいかした助言を行う。そのアセスメントやプランニングに基づき、市町村教育委員会が、市町村ネットワークをいかし、学校と関係機関が連携して対応する。この形態は、中核市やそれに準じる規模の市に多く見られ、基本的に市単独費用で運営している。

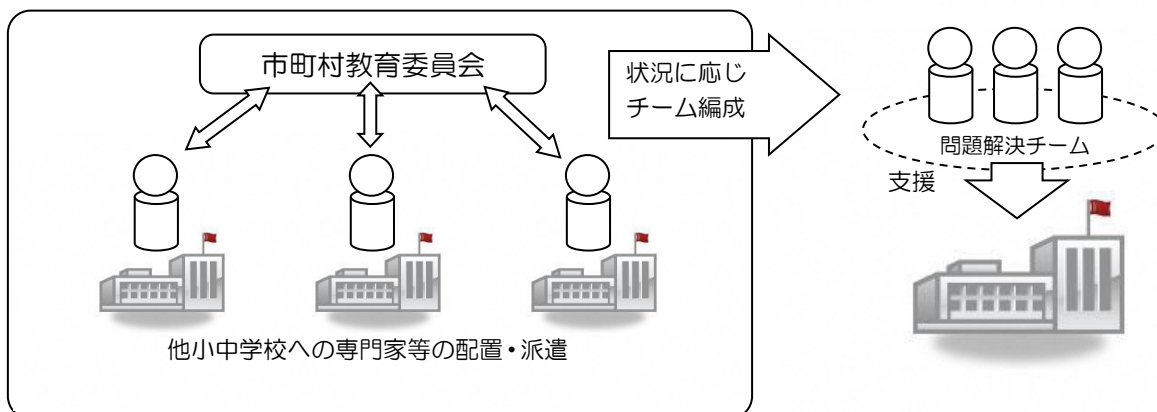
「臨時編制型」は、日常は担当校や施設（教育支援センター等）を中心に活動し、必要に応じて、市町村教育委員会が招集し、臨時的にチーム構成員として特定学校を直接支援する。この形態は、中小規模市町村に多く見られ、府教育委員会が各中学校に配置しているスクールカウンセラーや、全市町村教育委員会に派遣しているスクールソーシャルワーカー等もチーム構成員として連携する場合も多い。

活動形態	市町村数
常時設置型	20
臨時編制型	21
計	41

常時設置型



臨時編制型



□支援内容

支援対象は、児童生徒やその保護者等個別支援を主とした対応と、暴力行為等が頻発する学校の生徒指導体制の再構築を目指す支援に大別されるが、実際は、チーム構成員が役割分担し両面への支援を行う場合も多い。

以下に、いくつかの市町村教育委員会における支援内容を紹介する。

常時設置型

A市	困難事案解決のため、関係課・専門家によるケース会議を通し、学校への助言や指導を行う。
B市	教育・医療に関する支援会議で、専門的見地から学校の対応を検討する。
C市	複数専門家によるサポート会議を年3回実施、学校だけで解決困難な事案への対応を協議する。

臨時編制型

D町	校長の要請で一定期間学校訪問し現状把握、管理職と協議し専門家や支援人材を派遣する。
E市	各校に対し、必要に応じて、専門家、教員OB、学生ボランティア等を単数または複数で派遣する。
F市	ケース会議により児童生徒や保護者への直接支援（家庭訪問、授業支援、登下校の付添い等）を行う。

□構成員

主な構成員には、府教育委員会の配置・派遣しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、生徒指導担当指導主事・教育相談担当指導主事、臨床心理士等教育相談関係者、市町村スクールソーシャルワーカー、校長OB、顧問弁護士、精神科医、支援人材（学生ボランティアや地域人材）等があげられる。

